

平成 18 年 9 月 定例会（第 281 回）
10 月 10 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

医師確保対策に関する意見書（案）

平成18年 9月 定例会（第281回）

平成十八年

第二百八十一回定例奈良県議会会議録 第五号

九月

平成十八年十月六日（金曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十三名）

一番 欠員	二番 浅川清仁
三番 井岡正徳	四番 奥山博康
五番 吉田勝亮	六番 上村庄三郎
七番 森山賀文	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 欠員	一二番 上田 悟
一三番 中野雅史	一四番 欠員
一五番 神田加津代	一六番 菅野泰功
一七番 山本進章	一八番 田中惟允
一九番 藤本昭広	二〇番 畠 真夕美
二一番 上松正知	二二番 欠員
二三番 粒谷友示	二四番 荻田義雄
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
三〇番 岩城 明	三一番 田尻 匠
三二番 高柳忠夫	三三番 岩田国夫
三四番 国中憲治	三五番 秋本登志嗣
三六番 小泉米造	三七番 飯田 正
三八番 米田忠則	三九番 松井正剛
四〇番 出口武男	四一番 新谷紘一
四二番 小林 喬	四三番 服部恵竜
四四番 山下 力	四五番 山本保幸
四六番 中村 昭	四七番 梶川虔二
四八番 川口正志	

欠席議員（一名）

二九番 吉川隆志

議事日程

一、議案第六十四号から議案第七十八号、諮第一号及び報第二十三号

一、意見書決議

一、議員派遣の件

○議長（飯田正） これより本日の会議を開きます。

○議長（飯田正） この際、お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」声起る）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（飯田正） 初めに、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（飯田正） 次に、議第六十四号から議第七十六号、諮第一号及び報第二十三号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託いたしました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十八番辻本黎士議員。

◆二十八番（辻本黎士）（登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十八日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成十八年度奈良県一般会計補正予算（第一号）」案、条例案並びにその他の議案について、議会の役割である審査・監視機能等の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、三日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、以下順次申し述べることにいたします。

議第六十四号「平成十八年度奈良県一般会計補正予算（第一号）」案につきましては、まず、県民の安心・安全対策として、本年度より複数年度で整備予定の知的障害者通所授産施設及び重症心身障害児施設について、その整備を促進するため所要の予算を追加計上されるとともに、県民医療をより充実するため、乳がん検診のためのマンモグラフィの追加整備を行うこととされました。また、高病原性鳥インフルエンザ発生時に早期の鶏卵出荷が可能となるよう、車両消毒装置を整備するため所要の予算措置を講じることとされました。

公共事業につきましては、事業の進捗を図るため、ふるさと農道緊急整備事業及び道路改良事業について、所要額を計上するとともに、あわせて、ふるさと農道緊急整備事業に係る債務負担行為予算を計上されたところであります。なお、今回の補正予算案の財源としまして、国

庫支出金、県債その他の特定財源のほか、残余の一般財源に、繰越金を充当することとされました。

次に、残余の議案、すなわち、議第六十五号から議第六十八号及び議第七十一号から議第七十五号については、条例の改正、医薬品の取得、並びに道路整備事業、河川改修事業及び都市計画道路整備事業に係る請負契約の締結または変更等必要な措置を講じられたところでありませ

ず。

以上審査の結果、議第六十四号から議第六十八号及び議第七十一号から議第七十五号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、諮第一号「行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについて」であります

が、審査の結果、全会一致をもって知事の見解どおり、これを棄却すべきであると決しました。

なお、報第二十三号については、理事者から詳細な報告を受けたところでありませ

ず。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がございましたが、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、

なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

一 地方分権が進んでいく中で、県の政策立案能力を十分に発揮するとともに、現在の情勢にあった行財政改革大綱の見直しを行い、単なるコスト削減でなく、職員の意識改革や民間委託などを進め、県民サービスの低下を招くことなく、行財政改革を一層積極的に推進されたいこと。

一 県職員の飲酒運転の根絶に向けて罰則強化が図られたが、公務員の信用を失墜されることのないよう、全職員に対し、念には念を入れて周知徹底を図られたいこと。

また、公用車による事故防止にも、なお一層努められたいこと。

一 大規模災害の発生時に、住民が自らを災害から守る「自助」の意識を高めるため、啓発の充実に努められたいこと。また、地域を守る「共助」の意識を高めるため、市町村との連携により自主防災組織の組織率向上に努められたいこと。

一 第三セクターの奈良生駒高速鉄道株式会社と協力し、関係機関とも連携を図りながら、けいはんな線の利用促進に向け、なお一層取り組まれたいこと。

一 児童虐待の早期発見、早期解決のため、庁内関係部局をはじめ、市町村、地域住民が一体的に対応できるよう検討されたいこと。

一 少子化対策の一環として、小児科及び産婦人科医師の確保や出産費用の軽減策を検討されたいこと。また、小児科の休日夜間の一次救急医療体制の強化を市町村に働きかけられたいこと。

一 骨髄バンクのドナー登録者数を増やすため、ボランティア団体との連絡調整を密にして、献血併行型ドナー登録会の拡大に努められたいこと。

一 若者の就職支援にあたり、ジョブカフェが若者により浸透するよう、市町村窓口に広報誌を配置するなど情報提供を進めるとともに、奈良労働局及び市町村と連携し、地元で相談、就労できるような方策を検討されたいこと。

一 知的財産権の重要性に鑑み、特に、中小企業の技術を確保するため、知的所有権センターでの相談・支援の取り組みを一層進められたいこと。

一 幅広い農業の担い手の育成・確保に向けて、農業大学校における養成研修の充実等に努められたいこと。

また、遊休農地の解消、活用に向け、担い手バンクシステムの推進や農地取得の下限面積の緩和になお一層取り組まれたいこと。

一 県内特産農産物のブランドづくりにあたっては、消費者ニーズも把握しながら品目の拡充等を図るとともに、生産履歴情報の開示や流通段階でのPR等に努め、県内農産物の販売促進を図られたいこと。

一 災害予防の観点から緊急な対策が必要な道路・急傾斜地・河川について準備を急がれたいこと。特に人命にかかわる危険性が高い地区の対策については、積極的に事業に取り組まれたいこと。

一 厳しい財政状況の中、公共事業の執行にあたっては、各事業の内容を広く周知するなど、公共事業に対する県民の理解を得られる仕組みづくりを進め、公共事業の円滑な実施に努められたいこと。

一 多くの県民が利用する第二阪奈有料道路は、観光客を迎える奈良県の玄関口でもあり、平城遷都一三〇〇年記念事業に向けて、早急にETCの設置を図られたいこと。

一 県立高校再編・統合により、廃校となる高校跡地、校舎の利活用にあたっては、地元の意見もよく聞き検討を進められたいこと。

一 犯罪の予防、交通事故防止の注意喚起のため、赤色灯を点灯させたパトカーによる警らの強化に努められたいこと。

また、白バイ隊の出動に際しても住宅地等を經由することは、犯罪防止効果が期待できるので、併せて努められたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。一一四十三番服部恵竜議員。

◆四十三番（服部恵竜） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十八日、本会議において設置され、審査の付託を受けました議案、すなわち議第六十九号「平成十七年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について」、議第七十号「平成十七年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について」及び議第七十六号「平成十七年度奈良県歳入歳出決算の認定について」の審査の経過と結果をご報告いたします。

いずれの議案も、その内容について調査をし、慎重に審査する必要がありますので、議第六十九号、議第七十号及び議第七十六号は、全会一致で継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第一百条第三項但し書きの規定に基づき、議会閉会中においても継続して審査できるよう議決されんことを望みまして、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、去る六月定例県議会で、閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。――十七番山本進章議員。

◆十七番（山本進章） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――十六番菅野泰功議員。

◆十六番（菅野泰功） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、建設委員長の報告を求めます。――四十六番中村昭議員。

◆四十六番（中村昭） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の

必要がありますので、地方自治法第九十六条の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、文教委員長の報告を求めます。一一十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、九番田中美智子議員に発言を許します。一一九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） （登壇）諮第一号「行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについて」棄却すべきであるとの考えが示されたことについて、反対意見を述べさせていただきます。

ここでいう行政財産、すなわち奈良県労働会館は、労働者をはじめ広く県民の福祉と文化の向上、労使関係の健全な発展に資するための場として設置されたものです。地方自治法二百三十八条の四第四項は、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとして、その目的外使用について定めています。また、同法二百四十四条第三項は、地方自治体が設置した公の施設に関し、住民が利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならないとしています。

ところが異議申立人である奈良県労働組合連合会（奈労連）が平成元年、統一労組懇として発足して以来、一貫して奈良労働会館の目的外使用を求めて県に使用許可願を提出してきたにもかかわらず、一度たりとも使用許可がなされてきませんでした。

平成八年までの八年間は、県の作成した申請書が存在しないため、独自の許可申請書を提出したことに対しては、正式手続とは見なさないとして扱い、申請を退けました。

平成十年以降は、県作成の正式な目的外使用許可申請がなされているにもかかわらず、不許可処分が繰り返され、その都度異議申し立てをするも棄却扱いされてきています。

一方、目的外使用許可申請を出している二つの労働団体のうち、日本労働組合総連合会奈良県連合会（連合奈良）に対しては使用許可を毎年継続しています。

この事実は、行政財産を使用する権利が公平ではなく、不当な差別的取り扱いになっていることを示しているのではないのでしょうか。

このことをめぐって争われた裁判に対する、平成十二年の奈良地方裁判所判決は、労働会館の使用許可の判断は平等にされるべきであり、奈良県知事において連合奈良に対して無条件に許可し、その他の申請者に対しては許可しないという取り扱いを是正し、公平な取り扱いを調整すべきである。将来原告から本件同様の正式な使用許可申請がなされるにもかかわらず、右是正を怠ったまま連合奈良には使用許可を継続する一方、原告に対しては許可しないという事態が年々繰り返されることがあれば、もはや当該不許可処分は裁量の範囲を逸脱した違法なものと評価すべき余地が生ずると述べています。

県はこの判決を受けて、翌年の平成十三年に審査要綱を策定し、目的外使用が競合した場合の審査基準を定めました。しかし、その要綱は構成員数や構成員が従事する産業、予算規模などをその判断要素として、労働会館の設置目的を勘案して優先順位をつけるとなっているため、連合奈良には使用許可を継続する一方、奈労連に対しては許可しないという事態が年々繰り返されるという、不公正行政に対しお墨つきを与えるものになっています。

異議申立人が、不当な差別的扱いだとしてこの事態に納得できないのは当然ではないでしょうか。県としては異議申し立てを棄却するのではなく真摯に受けとめ、速やかに奈良地裁判決にあるように不公正な取り扱いを是正して公平な取り扱いを調整すべきだと考えます。

以上、諮第一号に対する反対意見といたします。

○議長（飯田正） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、諮第一号について、起立により採決をします。

諮第一号については、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、諮第一号については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第六十四号から議第六十八号、議第七十一号から議第七十五号及び報第二十三号については、予算審査特別委員長報告どおりに、議第六十九号、議第七十号及び議第七十六号については、決算審査特別委員長報告どおりに、議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長（飯田正） 次に、四十一番新谷紘一議員より、意見書第十号、森林整備地域活動支援交付金制度の堅持と拡充を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、新谷紘一議員に趣旨弁明を求めます。――四十一番新谷紘一議員。

◆四十一番（新谷紘一）（登壇）意見書第十号、森林整備地域活動支援交付金制度の堅持と拡充を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十号

森林整備地域活動支援交付金制度の堅持と拡充を求める意見書（案）

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等極めて多くの機能を有しており、豊かな国民生活を送る上で非常に重要である。しかしながら、近年、採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在地主の増加等により、間伐などの森林整備が十分に行われない森林が増加し、森林の有する多面的な機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

このような状況の中で、平成十四年度に森林所有者等による計画的かつ一体的な森林整備の推進に不可欠な森林の現況調査、歩道の整備等の地域活動に対し支援を行う「森林整備地域活動支援交付金制度」が創設された。

本制度により効率的な森林整備が可能になっただけでなく、森林所有者等の森林整備に対する関心の高まりや、地域活動の積極的な推進など、山村地域の活性化にも大きな効果を上げている。

よって、国におかれては、本制度の重要性に鑑み、平成十八年度までが実施期間となっているが、適切な森林整備を強力に推進するため、今後とも制度を堅持し、対象森林の要件の緩和等、その拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（飯田正） 二十一番上松正知議員。

◆二十一番（上松正知） ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第十号、森林整備地域活動支援交付金制度の堅持と拡充を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（飯田正） 三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第十号、森林整備地域活動支援交付金制度の堅持と拡充を求める意見書案に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、四十一番新谷紘一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長(飯田正) 次に、三十九番松井正剛議員より、意見書第十一号、医師確保対策に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、松井正剛議員に趣旨弁明を求めます。――三十九番松井正剛議員。

◆三十九番(松井正剛) (登壇)意見書第十一号、医師確保対策に関する意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十一号

医師確保対策に関する意見書(案)

少子高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、我が国の医療を取りまく環境は大きく変化する中、新医師臨床研修制度の必修化などに伴い、以前から厳しい状況にあった特定の地域や、小児科・産科といった特定の診療科における医師不足が大きな課題となっている。

本県においても、医師数は増加しているものの、人口十万人当たりの医師数は全国平均よりも低く、特に小児科・産科といった特定診療科やへき地における医師が不足している状況にある。

こうした現状を踏まえ、県医療審議会に専門の部会を設けて、効率的な医療提供体制の構築に向けた検討を行うほか、各種の施策を進めているが限界があり、全国的な問題として国における早急に実効ある対策が必要である。

よって、国におかれては、適切な医療提供体制を確保できるよう、診療報酬制度の見直しや、医療機関の管理者要件にへき地や周産期など、地域医療で特に必要性の高い分野への勤務の義務付けなど、法改正を含め、医師確保に向けた抜本的な方策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(飯田正) 十番今井光子議員。

◆十番(今井光子) ただいま松井正剛議員から提案されました意見書第十一号、医師確保対策に関する意見書案に賛成いたします。

○議長(飯田正) 十九番藤本昭広議員。

◆十九番(藤本昭広) ただいま松井正剛議員から提案されました意見書第十一号に賛成します。

○議長(飯田正) ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、三十九番松井正剛議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、四十五番山本保幸議員より、意見書第十二号、障害者自立支援制度の改正充実を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山本保幸議員に趣旨弁明を求めます。――四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） （登壇）意見書第十二号、障害者自立支援制度の改正充実を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。
意見書第十二号

障害者自立支援制度の改正充実を求める意見書（案）

本年四月から障害者自立支援法（以下、支援法という。）が施行され、障害者の各種サービスの利用に応益負担制度が導入された。その影響は障害者の生活を直撃し、施設の退所、作業所への通所の断念、ホームヘルプサービス利用を手控えるなどの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、障害者施設は、報酬単価の引き下げや日払い化によって、運営の継続が困難な状況に追い込まれている。

一部の自治体は、サービス利用料・自立支援医療費について独自の負担軽減策を行っている実態がある。さらに、十月から、新サービス体系への移行、新たな障害程度区分に基づく支給決定など本格的な施行が始まり、障害者、家族、事業所への影響は深刻さを増すことが予想される。

よって、国におかれては、真に障害者の自立と社会参加を求める観点から、支援法について次の事項の見直しを強く要望する。

- 1 通所施設の利用者負担の軽減措置をより一層強化すること。
- 2 入所施設を利用する二十歳未満の者の負担軽減措置を一層強化すること。
- 3 報酬日額化の影響が特に大きい通所施設に対する激変緩和措置を一層強化すること。
- 4 毎日の利用が困難という精神障害者の特性に応じて、精神障害者社会復帰施設の新体系移行後の運営支援を強化すること。
- 5 就労対策の抜本的強化を図るため、小規模作業所の移行先の一つとなる地域活動支援センター事業について、先進的な自治体の水準を勘案して、内容を充実すること。
- 6 積極的な整備が必要とされる、グループホーム、ケアホームについて、地域の実情とかけ離れた報酬基準額を是正すること。

7 障害程度区分の認定において、知的障害者と精神障害者に関して、実際に要する支援の必要性和比べて、低く評価される傾向があることから、障害の特性を適切に反映できるよう改善すること。

8 自立支援医療の実施により、公費負担を受けられる対象が制限されている。障害者が、安心して医療を受けられるよう、支援内容を充実すること。

9 地域福祉を先進的に進めてきた自治体における実施水準を維持し、自治体間の格差を是正するため、交付税、国庫補助金など国の財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（飯田正） 九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） ただいま山本保幸議員から提案されました意見書第十二号、障害者自立支援制度の改正充実を求める意見書案に賛成します。

○議長（飯田正） 三十二番高柳忠夫議員。

◆三十二番（高柳忠夫） ただいま山本保幸議員から提案されました意見書第十二号、障害者自立支援制度の改正充実を求める意見書案に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十二号については、四十五番山本保幸議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、三十番岩城明議員より、意見書第十三号、パートタイム労働者等の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、岩城明議員に趣旨弁明を求めます。――三十番岩城明議員。

◆三十番（岩城明） （登壇）意見書第十三号、パートタイム労働者等の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十三号

パートタイム労働者等の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書（案）

わが国のパートタイム労働者は近年著しく増加し、いまや基幹的役割を果たす重要な労働力となっている。二〇〇六年一月に公表された労働力調査をみると、パートタイマーとして働く

女性は女性労働者の四割を占めている。また、男性のパートタイム労働者は五年間で約一・三倍と増加し、全労働者に占める割合も九・四%から十二・三%と増加している。

しかし、パートタイム労働者の賃金は一般労働者に比べると三分の二程度と低額で、自立して生活していくには程遠いものがある。

ILOや国連など、国際機関からはパートタイム労働者の処遇について、改善の勧告を日本政府は受けているが、事態は進んでいない。

少子高齢化が進む中、多様な生き方、働き方が求められており、働く者が自らの意志で、自らの働き方を選択できるためには、短時間であってもその働き方に応じて賃金をはじめとする労働条件が均等であることが求められている。

二〇〇三年八月に、パートタイム労働指針が改定され、パートタイム労働者と正社員の間の均衡を考慮した処遇の考え方が具体的に示されたが、均等待遇を確立するにはまだ不十分である。

よって、国におかれては、ILO第百七十五号条約の趣旨を踏まえ、パートタイム労働者の実効ある待遇改善と男女共同参画の実現のために、パートタイム労働者の適正な労働条件の整備と雇用の場における均等待遇を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田正） 七番森山賀文議員。

◆七番（森山賀文） ただいま岩城明議員から提案されました意見書第十三号、パートタイム労働者等の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書案に賛成します。

○議長（飯田正） 三十三番岩田国夫議員。

◆三十三番（岩田国夫） ただいま岩城明議員より提案されました意見書第十三号、パートタイム労働者等の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書案に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十三号については、三十番岩城明議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、八番山村幸穂議員より、意見書第十四号、C型肝炎対策の推進に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、山村幸穂議員に趣旨弁明を求めます。――八番山村幸穂議員。

◆八番（山村幸穂） （登壇）意見書第十四号、C型肝炎対策の推進に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十四号

C型肝炎対策の推進に関する意見書（案）

国民に感染が広がっていると言われるC型肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多く、気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝ガンへ進行する可能性があるため、早急な対応が課題となっている。

こうした中、国はC型肝炎検査をおこなう体制の整備を図るなど、総合的な対策に取り組んでいるが、さらにその根絶にむけて、低迷する検診率や感染の一因とされる未処理のフィブリノゲン製剤（止血剤）の使用追跡調査などの問題を解決するとともに、安心して診療等を受けられる体制を整備することが必要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 追跡調査により感染実態を究明し、責任の所在を明確にするとともに、感染者の早期治療を促すこと。

2 診療等にかかる費用の自己負担の軽減措置を講ずること。

3 日常生活における差別・偏見を一掃すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正） 三番井岡正徳議員。

◆三番（井岡正徳） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第十四号、C型肝炎対策の推進に関する意見書案に賛成します。

○議長（飯田正） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま山村幸穂議員から提案をされました意見書第十四号、C型肝炎対策の推進に関する意見書案に賛成をいたします。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十四号については、八番山村幸穂議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に二十番畠真夕美議員より、意見書第十五号、ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――二十番畠真夕美議員。

◆二十番（畠真夕美） （登壇）意見書第十五号、ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十五号

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書（案）

一分一秒を争う救急医療の「切り札」としてドクターヘリの全国配備が強く望まれている。特に近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うドクターヘリの配備の必要性は高まっている。

日本の現状はドクターヘリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差がある。例えば、一九七〇年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、その後二〇年間で交通事故による死亡者数を約三分の一にまで劇的に減少させている。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでも概ね一五分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制をとっている。

しかし、日本では平成十三年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしたが、現在、九道県十機の運行にとどまっている。導入が進まない要因の一つは、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されている。

よって、国におかれては、救命救急に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するために、財政基盤の確立を含めて体制整備に必要な措置を図る新法の制定を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田正） 十七番山本進章議員。

◆十七番（山本進章） ただいま畠真夕美議員より提案されました意見書第十五号、ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（飯田正） 四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第十五号、ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書案に賛成をいたします。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十五号については、二十番畷真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、本日知事から議案二件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第百十三号

平成十八年十月六日

奈良県議会議長 飯田 正殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第七七号 人事委員会の委員の選任について

議第七八号 公安委員会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

△議第七十七号

人事委員会の委員の選任について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第二項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成十八年十月六日提出

奈良県知事 柿本善也

記

岩本 平

△議第七十八号

公安委員会の委員の任命について

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十九条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十八年十月六日提出

奈良県知事 柿本善也

記

山口昌紀

○議長（飯田正） 次に、議第七十七号及び議第七十八号を一括議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第七十七号「人事委員会の委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

異議ないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第七十八号「公安委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（飯田正） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成十八年十月六日

次のとおり議員を派遣します。

一 第六回都道府県議会議員研究交流大会への参加

（一）目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

（二）場所

東京都千代田区平河町二ー四ー一

都市センターホテル三階コスモスホールほか

（三）期間

平成十八年十一月十日（金）～十一日（土）

（四）参加者

森山賀文 田中惟允 藤本昭広 安井宏一
田尻 匠 小泉米造 松井正剛 新谷紘一
服部恵竜

二 平成十八年度奈良県出身南方諸地域戦没者慰霊祭への参加

(一) 目的

沖縄をはじめとする南方諸地域における奈良県出身戦没者柱に哀悼の意を表し、その冥福を祈願する。

(二) 場所

沖縄市糸満市米須 「大和の塔」

(三) 期間

平成十八年十一月十五日（水）～十六日（木）

(四) 参加者

藤本昭広

三 第三回近畿六府県議員交流フォーラムへの参加

(一) 目的

近畿圏における府県議会の共通課題について、近畿六府県の議員が意見交換を行い、もって府県議会議員の連携・交流を推進することを目的とする。

(二) 場所

神戸市中央区下山手通五丁目十番一号

兵庫県議会議場ほか

(三) 期間

平成十八年十一月二十日（月）

(四) 参加者

浅川清仁 奥山博康 神田加津代 田中惟允

藤本昭広 安井宏一 梶川虔二

○議長（飯田正） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった議案三件を除きすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（飯田正） これをもって、平成十八年九月第二百八十一回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（飯田正）（登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る九月二十一日に開会されました今定例会も、付議されました一般会計補正予算等の議案及び県政の重要課題について、熱心に調査、審議をいただき、継続審査となりました平成十七年度歳入歳出決算の認定など、議案三件を除き、他の議案はすべて議了し、ここに無事閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第です。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、ようやく秋の気配も感じられる頃となりました。皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため、一層ご活躍されますよう祈念申し上げます。

終わりにりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（柿本善也）（登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る九月二十一日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、一般会計補正予算案をはじめ、条例の改正、その他の案件につきましてご審議をいただきました。継続審議となりました平成十七年度決算の認定を除きまして、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただき、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため、誠に同慶にたえないところでございます。

会期中議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、今後とも県政発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時一分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	飯田 正
同 副議長	安井宏一
署名議員	上村庄三郎
署名議員	森山賀文
署名議員	山村幸穂